

議案第 105 号

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和3年12月1日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

伊賀市建築基準法等関係手数料条例（平成16年伊賀市条例第204号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「及び第2項の規定に基づく」を「、第2項又は第5項の規定による」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	一戸当たりの手数料の額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅 普及促進法第 6条第1項第 1号に掲げる 基準に適合し た住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 (平成11年法 律第81号)第 6条の2第3	長期優良住宅 普及促進法第 6条第1項第 1号に掲げる 基準に適合し た住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 第6条の2第 4項に規定す る住宅性能評	その他の場合	長期優良住宅 普及促進法第 6条第1項第 1号に掲げる 基準に適合し た住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 第6条の2第 3項に規定す る確認書の交	その他の場合

	項に規定する 確認書の交付 を受けたもの である場合	価書の交付を 受けたもので ある場合		付を受けたも のである場合		
一戸建ての住 宅	13,500円	13,500円	50,900円	20,300円	76,400円	
一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	総戸数が5 戸以下のも の	4,900円	4,900円	24,000円	7,400円	36,000円
	総戸数が5 戸を超え10 戸以下のも の	4,100円	4,100円	19,200円	6,100円	28,800円
	総戸数が10 戸を超え25 戸以下のも の	2,700円	2,700円	15,100円	4,100円	22,700円
	総戸数が25 戸を超え50 戸以下のも の	2,200円	2,200円	13,600円	3,300円	20,400円
	総戸数が50 戸を超え 100戸以下 のもの	1,600円	1,600円	11,600円	2,500円	17,500円
	総戸数が 100戸を超 え200戸以 下のもの	1,400円	1,400円	10,800円	2,100円	16,200円

総戸数が 200戸を超 え300戸以 下のもの	1,200円	1,200円	10,300円	1,800円	15,400円
総戸数が 300戸を超 えるもの	1,000円	1,000円	9,400円	1,500円	14,200円

第13条第2項中「の規定に基づく」を「又は第4項の規定による」に改め、「(分譲事業者単独作成)」を削り、同項の表を次のように改める。

区分	一戸当たりの手数料の額				
	新築基準			増改築基準	
	長期優良住宅 普及促進法第 6条第1項第 1号に掲げる 基準に適合し た住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 第6条の2第 3項に規定す る確認書の交 付を受けたも のである場合	長期優良住宅 普及促進法第 6条第1項第 1号に掲げる 基準に適合し た住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 第6条の2第 4項に規定す る住宅性能評 価書の交付を 受けたもので ある場合	その他の場合	長期優良住宅 普及促進法第 6条第1項第 1号に掲げる 基準に適合し た住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 第6条の2第 3項に規定す る確認書の交 付を受けたも のである場合	その他の場合
一戸建ての住 宅	10,500円	10,500円	47,900円	15,800円	71,900円
一 戸 総戸数が5 戸以下のも	3,900円	3,900円	23,000円	5,900円	34,500円

建	の					
て	総戸数が5					
の	戸を超え10	3,300円	3,300円	18,400円	5,000円	27,600円
住	戸以下のも					
宅	の					
以	総戸数が10					
外	戸を超え25	2,100円	2,100円	14,500円	3,200円	21,800円
の	戸以下のも					
住	の					
宅	総戸数が25					
	戸を超え50	1,800円	1,800円	13,200円	2,700円	19,800円
	戸以下のも					
	の					
	総戸数が50					
	戸を超え	1,400円	1,400円	11,400円	2,100円	17,100円
	100戸以下					
	のもの					
	総戸数が					
	100戸を超	1,200円	1,200円	10,500円	1,800円	15,800円
	え200戸以					
	下のもの					
	総戸数が					
	200戸を超	1,000円	1,000円	10,100円	1,500円	15,100円
	え300戸以					
	下のもの					
	総戸数が					
	300戸を超	800円	800円	9,200円	1,200円	13,900円
	えるもの					

第14条第1項中「第8条第1項の規定に基づく」を「第8条第1項の規定による同法第

6条第1項の」に、「の規定に基づく設定」を「又は第4項に規定する認定」に、「第9条第1項の規定に基づく」を「第9条第1項又は第3項に規定する」に改め、「変更」の次に「(長期使用構造等(同法第2条第4項に規定する長期使用構造等をいう。以下この条において同じ。)の変更がある場合に限る。)」を加え、同項の表を次のように改める。

区分		一戸当たりの手数料の額				
		新築基準		増改築基準		
		長期優良住宅 普及促進法第 6条第1項第 1号に掲げる 基準に適合し た住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 第6条の2第 3項に規定す る確認書の交 付を受けたも のである場合	長期優良住宅 普及促進法第 6条第1項第 1号に掲げる 基準に適合し た住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 第6条の2第 4項に規定す る住宅性能評 価書の交付を 受けたもので ある場合	その他の場合	長期優良住宅 普及促進法第 6条第1項第 1号に掲げる 基準に適合し た住宅の品質 確保の促進等 に関する法律 第6条の2第 3項に規定す る確認書の交 付を受けたも のである場合	その他の場合
一戸建ての住 宅		7,300円	7,300円	26,000円	10,700円	38,700円
一戸建て の	総戸数が5 戸以下のも の	2,500円	2,500円	12,100円	3,800円	18,100円
一戸建て の	総戸数が5 戸を超え10 戸以下のも の	2,100円	2,100円	9,600円	3,100円	14,400円

以外 の 住 宅	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	1,300円	7,600円	2,000円	11,400円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,100円	1,100円	6,800円	1,600円	10,200円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	800円	800円	5,800円	1,200円	8,700円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	700円	700円	5,400円	1,000円	8,100円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	600円	600円	5,100円	900円	7,700円
	総戸数が300戸を超えるもの	500円	500円	4,700円	700円	7,100円

第14条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による同法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画（同法第5条第3項又は第4項に規定する認定を受けたもので同法第9条第1項又は第3項に規定する認定を受けていないものを除く。）の変更（長期使用構造等の変更がある場合を除く。）の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第

2条に定める手数料の額を加算した額とする。

区分		一戸当たりの手数料の額	
		新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅		7,300円	10,700円
一戸建ての住宅以外 の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,500円	3,800円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	2,100円	3,100円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,300円	2,000円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	1,100円	1,600円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	800円	1,200円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	700円	1,000円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	600円	900円
	総戸数が300戸を超えるもの	500円	700円

3 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による同法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画（同法第5条第3項又は第4項に規定する認定を受けたもので同法第9条第1項又は第3項に規定する認定を受けていないものに限る。）の変更（長期使用構造等の変更がある場合に限る。）の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

区分		一戸当たりの手数料の額				
		新築基準		増改築基準		
		長期優良住宅普及促進法第	長期優良住宅普及促進法第	その他の場合	長期優良住宅普及促進法第	その他の場合

	6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合		6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合		
一戸建ての住宅	5,800円	5,800円	24,400円	8,400円	36,400円	
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2,000円	2,000円	11,600円	3,000円	17,300円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1,700円	1,700円	9,200円	2,500円	13,800円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,000円	1,000円	7,300円	1,600円	10,900円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	900円	900円	6,600円	1,300円	9,900円

総戸数が 50戸を超 え100戸以 下のもの	700円	700円	5,700円	1,000円	8,500円
総戸数が 100戸を超 え200戸以 下のもの	600円	600円	5,200円	900円	7,900円
総戸数が 200戸を超 え300戸以 下のもの	500円	500円	5,000円	700円	7,500円
総戸数が 300戸を超 えるもの	400円	400円	4,600円	600円	6,900円

第14条に次の2項を加える。

- 4 長期優良住宅普及促進法第8条第1項の規定による同法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画（同法第5条第3項又は第4項に規定する認定を受けたもので同法第9条第1項又は第3項に規定する認定を受けていないものに限る。）の変更（長期使用構造等の変更がある場合を除く。）の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、同法第6条第2項の規定による申出がある場合には、第2条に定める手数料の額を加算した額とする。

区分	一戸当たりの手数料の額		
	新築基準	増改築基準	
一戸建ての住宅	5,800円	8,400円	
一戸建て	総戸数が5戸以下のもの	2,000円	3,000円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1,700円	2,500円

の 住 宅 以 外 の 住 宅	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,000円	1,600円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	900円	1,300円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	700円	1,000円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	600円	900円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	500円	700円
	総戸数が300戸を超えるもの	400円	600円

5 長期優良住宅普及促進法第9条第1項に規定する譲受人を決定した場合又は同条第3項に規定する管理者等が選任された場合における同法第6条第1項の認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査の手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	一戸当たりの手数料の額		
	新築基準	増改築基準	
一戸建ての住宅	6,000円	8,000円	
一 戸 建 て の 住 宅 以 外	総戸数が5戸以下のもの	2,000円	2,600円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1,500円	2,000円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,000円	1,400円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	800円	1,000円
	総戸数が50戸を超えるもの	500円	700円

の 住 宅	100戸以下のもの		
	総戸数が100戸を超え 200戸以下のもの	500円	600円
	総戸数が200戸を超え 300戸以下のもの	400円	500円
	総戸数が300戸を超え るもの	300円	400円

第15条中「基づく計画」を「より同法第6条第1項」に、「計画の認定に」を「当該認定に」に改め、同条の表を次のように改める。

区分		一戸当たりの手数料の額
一戸建ての住宅		3,000円
一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	総戸数が5戸以下のもの	1,000円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	800円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	400円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	400円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	300円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	200円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	200円
	総戸数が300戸を超えるもの	100円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定により

なお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）及び認定に基づく地位の承継の申請については、この条例による改正後の伊賀市建築基準法等関係手数料条例の相当規定に定める申請とみなして、当該相当規定を適用する。